

プレスリリース

定額減税補足給付金(調整給付金)を支給します

物価高騰対策として行う 4 万円の定額減税が減税しきれない場合の措置

【発表の要旨】

国のデフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として行う 1 人当たり 4 万円の定額減税において、定額減税しきれないと見込まれる納税義務者に対して、その差額分を支給します。

1 対象者

次の①から③のいずれも満たす方

- ① 令和 6 年 1 月 1 日に市の住民基本台帳に登録されている方
- ② 合計所得金額が 1,805 万円以下の納税義務者
- ③ 定額減税可能額が「令和 6 年分推計所得税額」または「令和 6 年度分個人住民税所得割額」を上回る方

2 支給額 所得税控除不足額と住民税控除不足額の合算額を 1 万円単位に切り上げた額

【所得税】

$$\begin{array}{|c|c|c|c|} \hline \text{所得税定額減税可能額} & \text{—} & \text{令和 6 年分推計所得税額} & \text{= (ア)所得税控除不足額} \\ \hline 3 \text{ 万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族数}) & & & \text{(ア) < 0 の場合は 0} \\ \hline \end{array}$$

【住民税】

$$\begin{array}{|c|c|c|c|} \hline \text{住民税定額減税可能額} & \text{—} & \text{令和 6 年度分住民税所得割額} & \text{= (イ)住民税控除不足額} \\ \hline 1 \text{ 万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族数}) & & & \text{(イ) < 0 の場合は 0} \\ \hline \end{array}$$

➡支給額 = (ア) + (イ) ※ 1 万円単位で切り上げ

3 申請の方法

該当する方には、8 月 23 日に、市から確認書を発送しています。

確認書に必要事項を記入し、市に郵送又は持参により提出していただきます。

4 申請期限 令和 6 年 11 月 30 日(土)まで

①対象者数 4,614 人
(本人+ 扶養親族 8,099 人)

②確認書 8月23日発送済

③支給開始 9月5日(木)
以降毎週木曜予定

④事業費 200,000 千円

少し説明

令和 5 年 11 月 2 日付で閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、納税者および配偶者を含めた扶養親族(国内居住者に限る)1 人につき、令和 6 年分の所得税 3 万円、個人住民税所得割額から 1 万円の定額減税を実施しています。

今回、所得税額や個人住民税所得割額から減税しきれないと見込まれる方に対して、その差額を 1 万円単位で給付します。

【担当】

地域福祉課

福祉総務係 泉山 美穂

電話 0195-74-2111 (内線 1113)